

平成30年度原子力規制委員会臨時会議

第51回会議議事要旨

平成30年12月25日（火）

原子力規制委員会

平成30年度 原子力規制委員会臨時会議 第51回会議

平成30年12月25日

13:00～14:00

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題： 九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申立て及び異議申立て並びに四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る執行停止の申立て及び異議申立てに対する決定について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員長代理、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

安井長官、荻野次長、櫻田原子力規制技監、山田原子力規制部長、

山形緊急事態対策監、大熊総務課長、中山統括調整官、

小野安全規制管理官（実用炉審査担当）、大浅田安全規制管理官（地震・津波審査担当）、成田主任技術規格専門職 他

○冒頭、更田委員長から、今回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するという異議申立て手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。

○審理官である中山統括調整官から、九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可及び四国電力株式会社伊方発電所3号炉の設置変更許可に係る異議申立て及び執行停止の申立ての主な経緯、申立人らの主張の要旨、異議申立て及び執行停止の申立てに対する決定書案について説明を行った。

○原子力規制委員会は、説明のあった決定書案について、その方針については概ね了解したものの、記載ぶり等を再整理するよう事務局に指示を行い、その結果について再度原子力規制委員会で審議を行うこととなった。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門